

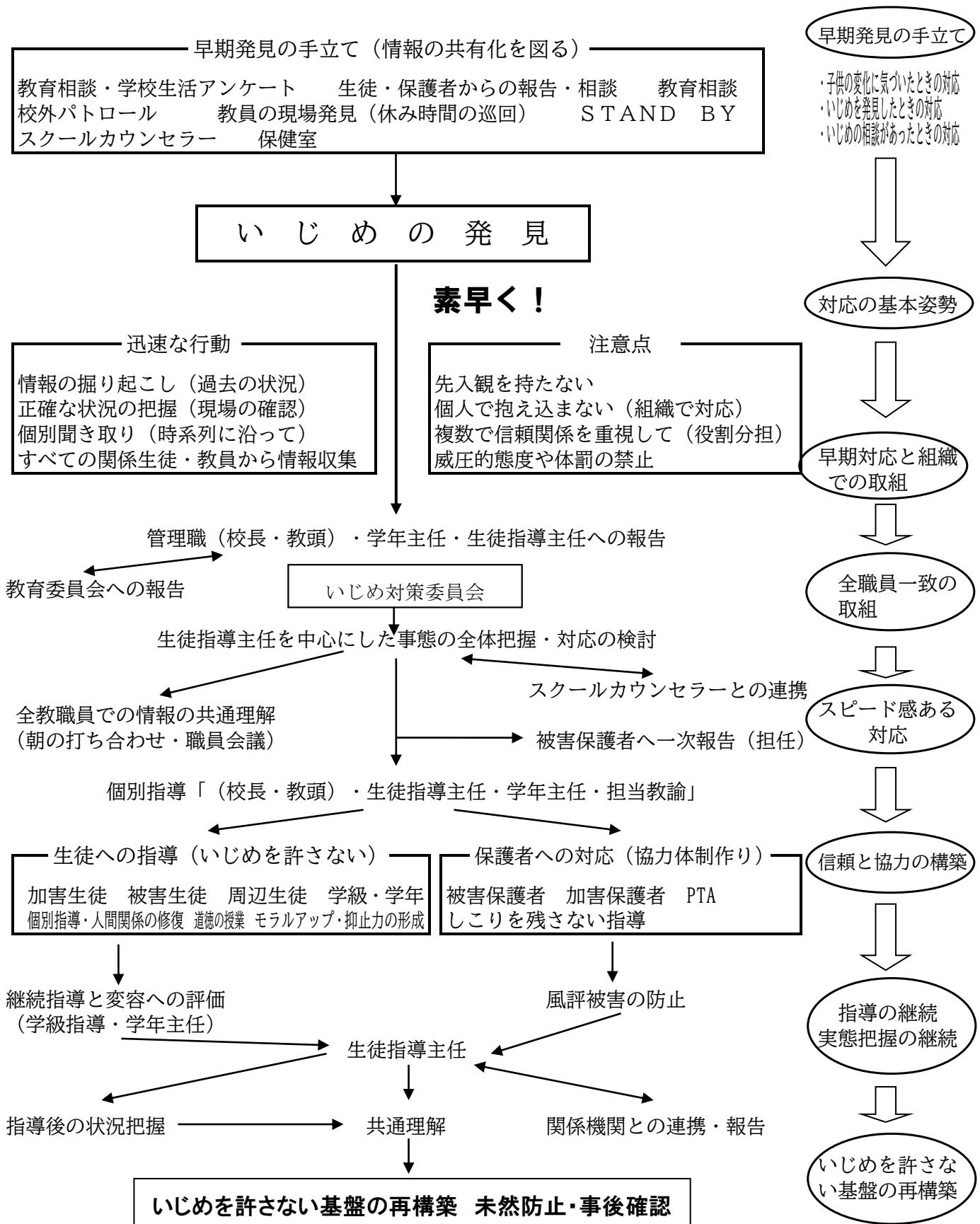
学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

流山市立西初石中学校

令和6年度 学校いじめ防止基本方針（フローチャート）

流山市立西初石中学校



1 学校におけるいじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施の中核としての役割
- ・いじめ等の相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめなどの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめなどに対する組織的対応の中核としての役割

(2) 会議の開催

- ・定期的な会議の開催（週1回、生徒支援部会と兼ねて開催）
- ・いじめなどの事案が発生した場合は速やかに集合し、緊急会議を実施

(3) いじめの起きにくい環境の整備

- ・児童生徒が主体的に生き生きと学ぶことのできる授業づくりの推進。
- ・学校や学級の運営に関して、生徒が主体的に取り組み自己決定できる場の設定。
- ・自分の存在を価値あるものとして受け止め、自己有用感を高められる指導の徹底。

2 本校における課題と改善

生徒アンケート、保護者アンケート、教職員アンケートより本校における課題を明確にし、その課題を改善することでいじめを未然に防ぐ。

(1) 本年度の課題

- ・探究力（生徒の主体的姿勢、他者や社会などへ関わる姿勢、課題を見いだし解決する力）
- ・情報活用能力（課題解決のために知識や情報を活用し論理的に考える力）
- ・本音を語れる人間関係作り（思いを伝え合い、聞き合い、認め合える安心感のある人間関係）

(2) 課題に向けての取組

- ・授業中のグループワーク、SDGsへの探究的取組
- ・学級活動での新聞学習
- ・わかる授業を目指すとともに、生徒が主体的に活動したり、論理的に考えられたりできる授業の工夫
- ・貢献隊（有志による奉仕的な取り組み）や地域の方と連携した取組の実施
- ・ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターの実施
- ・学校におけるルールの確認と指導

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの予防のための取組の推進

①いじめについての共通理解と研修

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・生徒指導の機能を活かした授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを目指す。なお、いじめの定義・いじめの解消の判断基準は以下のようである。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）」であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<いじめの解消の定義>

- ・いじめの行為がやんでいる状態が3ヶ月継続していること
- ・被害者が心身の苦痛を受けていないこと

②いじめに向かわない態度・能力の育成

千葉県教育委員会が推奨する「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピア・サポート）」を各学年で活用するとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むことに努める。平成31年度（令和元年度）より道徳が教科化となった。道徳の授業においても、いじめについて考える機会を作るとともに、防止するための教育に努める。

③情報端末によるいじめの防止

携帯電話等による、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用したいじめについては、学校における情報モラル教育を進め、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていく。

また、他人を傷つけるような書き込みや、個人を特定し得るもの（LINEのステータスマッセージ等）への書き込み、写真の投稿をしないことを常日頃から集会等を開いて指導していく。

④児童生徒、保護者、教職員への啓発

- ・講話（いのちの講話・SNS講座）やいじめ予防授業、また終業式や始業式における全体指導での生徒への啓発
- ・家庭教育講座、保護者会での保護者への啓発
- ・いじめ事例研修や不祥事根絶研修などでの教職員への啓発

(2) いじめの早期発見のための取組と手立て

①相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実

- ・年2回の学校生活アンケートの実施（6月、10月）、月に1回の日々の生活アンケートの実施、年に2回の教育相談（家庭訪問含）の実施（5月、11月）、年に2回のQ-U調査の実施（6月、11月）を通して、いじめの実態把握に取り組む。

なお、これらのアンケートは生徒の在学中における十分な情報による適切な生徒指導を行うために、5年間保存する。

- ・リーフレットやポスター、夏（冬）休みのしおり及び保護者会資料を通して、いじめの相談・通報のための窓口（流山子ども専用いじめホットライン等）の電話番号等を児童等及び保護者に伝える。

- ・S T A N D B Y（いじめ防止授業プログラム）の活用により、いじめの抑止や早期発見に役立てる。

また教育委員会と連携して取り組んでいく。また道徳や人権・体験活動、生徒会活動を通して、いじめの未然防止に努める。

- ・相談窓口を設け、「いじめ対策委員会」により、学校全体で対応する。

<いじめ対策委員>

校長、教頭、教務主任、該当学年主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター（その他、状況に応じて編成）

②早期発見の手立て

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる。早期発見・早期対応が鍵となる。

- ・子供の変化にできるだけ早く気づく

子供の心身の成長は著しい。そのため担任教師は一人一人の生徒の性格や行動家庭環境などを十分理解した上で見守り、生徒の非日常的な行為を見逃さないことが大事である。そのための手段として「休み時間や昼休みの観察」「スクールライフノートの点検」等が大切である。また、生徒の発するシグナルを見逃さない、教師の感覚の鋭さも日々とぎすまさなければならない。細かな情報を共有するために教員同士連携を図り、職員室等で常に生徒の話題で会話するようにしていく。

- ・いじめを発見したときの対応

いじめは学校内だけでなく、校外でも起こりうる。下校時等、石をぶつけられたり、カバンを持たされたりと冷やかしやからかいだけでなく、具体的な行動に及び、エスカレートするケースが多い。定期的に、校外のパトロールや下校指導を行うことは重要である。学校内外でいじめを発見した場合は、その場ですぐ介入し、解決を図る。その場での指導の善し悪しによってはいじめが長期化、複雑化するおそれがある。状況把握を的確に行い、適切な処置が必要である。すぐに関係した生徒を集め事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。また、その場で解決したように見えても必ず報告する。

- ・いじめの相談があったときの対応

いじめの発覚で一番多いケースは「生徒や保護者からの相談」や「周辺生徒からの報告」と考えられる。対応する教師は相談者の立場に立って、不安を受け止め安

心を与えるながら、一緒に考えようとする姿勢で対応することが大切である。

相談者の不安

- ・相談することでもっといじめられないか
- ・相談すると告げ口したと言われる
- ・親に心配をかけたくない
- ・相談しても解決しない（教師や親を信用していない）
- ・弱虫と思われたくない
- ・自分が悪いと言われる（それぐらい我慢できないのと言われる）

- ・相談室等、静かに話せる場所で、時間をかけてじっくり話を聞く。
- ・相談に来るまでの苦悩を十分に理解し、相談したことに対するねぎらいの言葉かける。
- ・子供の辛さや苦しみに共感するようとする。
- ・教師が生徒を守るという強い意志を示すようとする。
- ・いじめを解決する方法を一緒に考え、学校としての対応方針と今後の取り組みについて説明する。

4 いじめの対応の基本姿勢

いじめはいじめる側が悪い。学校はいじめを受けている生徒を守る姿勢を見せる。

(1) 迅速な対応

時間がたてば立つほど、加害者・被害者の記憶が曖昧になり、正確な事実が見えてこなくなる。迅速な対応が必要なのはこういったことからも言える。まずは現場の状況を細かく確認（いつ・どこで・誰が・何を）し、必要があれば生徒とともに現地に赴く。加害生徒・被害生徒が複数の場合や、聞き出した事実にくい違いが出てくることが予想されるときは各生徒を別室に分け、個別に聞き取りをすることが必要である。「Aの部屋ではA君は～」「Bの部屋ではB君は～」という情報を担当教師は突き合わせて正確な情報を引き出していく。それでもなかなか1本の事実に紡ぎあつていかないときは、関係者を1室に集め、事実確認をする方法も時には有効である。また、いじめは複雑な過去の人間関係を背景にして発生することが実に多い。聞き取りではこの点においてもポイントを置いて、「なぜ？」という観点においても事実関係を明らかにすることが大切である。また、犯罪につながる場合は警察に連絡をする。

(2) 指導の注意点

いじめは1対複数で行われていることが多く、そのため事実関係も複雑になりがちである。事実関係の洗い出しだけでもかなりのエネルギーが必要である。生徒から事情を聞くときの注意点であるが「誰が、誰の事情を聞くか」という役割分担は非常に大事である。なぜなら、生徒はA先生には素直に心を開くが、B先生のことは信頼せず、心を開かない、ということが残念ながら存在しているからである。その点の見極めの善し悪しによっては事件が長期化したり、真相が見えなくなってしまったりすることもある。またいじめの痛ましい現場を目撃したときや、事情を聞いていく中で生徒が嘘をついたりごまかしたりしたことがわかったときに、ついカッとして指導が行き過ぎてしまうこともある。生徒と教師の信頼関係が深ければ深いほど、教師にとってみれば「裏切られた」という気持ちが強く働くからである。この点にはベテランも若手も関係なく注意したい事柄である。そのためにはもし人数にゆとりがあるのならば、事情は複数の教員で聞くことがお互いのブレーキにもなり、「突っ込み」と「フォロー」、「聞き役」と「記録」などの、役割分担をすることも可能になる。こうした組織での対応が重要であり、当事者、関係者からの聞き取り、保護者への説明も適

切に行う必要がある。

5 早期対応と組織での取組

(1) 生徒指導主任を中心とした対応の検討

現場での一次状況の把握ができたら、校長・教頭・該当学年主任・生徒指導主任に報告し、対応の仕方について複数の人間で検討し、役割分担や指導の方針を確認する（解決チーム作り）その後にマニュアルに沿って解決をしていく。いじめの内容によっては（命に関わるような場合）、緊急度を判断した対処にも心がけなければならない。

(2) スクールカウンセラー等との連携

前述のようにいじめは複雑な人間関係が背後に存在していることが多く、事件の真相を正確に把握するためにはより多くの情報をつかまなければならない。その点でスクールカウンセラーや養護教諭、時には部活動顧問など多くの人間から、関係生徒の情報を集めたい。その中でもスクールカウンセラーは担任教師の知らない生徒の一面を知っていたり、対応の仕方についての現場での多くの経験を持っていたりする。情報交換と共に、対応の仕方についても有意義なアドバイスを期待できると考える。日頃から、スクールカウンセラーとの連携を密に行い、情報収集を怠らない姿勢が大事である。

6 解決に向けての具体的な指導

いじめた生徒、いじめられた生徒への事実確認と個別の指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせない。ある程度の事実関係が判明したならば、校長・教頭の指示・判断の下、つかんでいる情報について、いじめられている生徒・いじめた生徒双方の家庭に電話などで担任又は学年主任（できるだけ担任が好ましい）が連絡する。家庭訪問、または来校してもらい、直接会っていじめの実態や経緯、その後の対応の方法について説明し、双方の家庭との協力体制を作ることが大切である。詳細な説明や謝罪については正確な事実確認・指導の後に、後日改めて行うことにも理解を得る。

(1) 被害生徒・保護者への対応

①生徒への対応

信頼関係を築き、不安を取り除くように努める。いじめられている生徒の精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず、全力を尽くす。そしてその生徒の持っている良さや持ち味に気づかせ、伸ばし、自信を持たせるように指導・援助していくことが大切である。また、いじめを受けた生徒にもその原因となる行動様式や言動があるケースが多いのが現実であるが、そのことに関する指導には細心の注意を要する（あくまでも被害者であることを忘れてはならない）。しかしそれが解決されなければ、再発のおそれが十分考えられることも多い。本人が変わらなくてはならない部分の指導については時間をかけてじっくり、丁寧に、保護者の協力も得て行う必要がある。

◇共感的な理解と信頼関係の樹立

- ・生徒の立場に立って理解し、信頼関係を作る。（今まで気づかなくてごめんね）
- ・いじめを受けた生徒の精神的苦痛を共感的に理解する。（苦しかったね・よく頑張ったね）
- ・決して一人で悩まず、相談することが大切であることを理解させる。（助けてくれる人がいるよ）

- ・命の大切さについて理解させる。（この問題を早く解決し、またみんなと楽しく頑張ろう）

◇不安感を取り除き、支援の体制を見せる

- ・「最後まで守ってくれる」という安心感を与えるような指導。
- ・教師に話したことにより、「仕返し」を受けるという不安を残さない指導。
- ・いじめる側の「ふざけの延長」という言い訳に対し徹底的に調査しようという姿を見せる。
- ・時には緊急避難として本人及び保護者の同意を得て、別室での登校、正規時間外の登校を認める。

◇活躍の場や機会を多く設定し、認め励ます

- ・生徒の長所を積極的に見つけ、認めると共に、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を回復させる。

◇継続的な見守りと温かい人間関係を作る

- ・仲直りをして問題が解決したと考えず、毎日の生活をそれまで以上にしっかりと見守り、教師や友人の支えを感じさせる。
- ・「教師と生徒」「生徒と生徒」の縦糸と横糸の張り巡らされた、温かい人間関係を作ることによっていじめを受けた生徒の心は落ち着いてくる。必要があればいつでも援助できる準備と雰囲気を整えておく。

②保護者への対応

◇保護者の言い分を共感的に受け止める

- ・電話や家庭訪問で素早く第一報を入れて事実関係を知らせ、保護者の考えを聞く。

◇学校の方針について理解を求める

- ・必要に応じて、家庭訪問又は来校してもらい、把握した事実の確認、いじめへの謝罪（学校・加害者）とこれからの方針性について誠意を持って説明する。
- ・学校の全職員が協力して、いじめをなくす努力をすることなど具体的に説明する。
- ・家庭での対応について理解と協力を求める。

会の内容

- | | | |
|---------------|------------------------|--------|
| 1　自己紹介 | 2　事実確認（生徒指導主任） | 3　質疑応答 |
| 4　加害保護者から（謝罪） | 5　学校から今後の方向性と謝罪（教頭・校長） | |

（2）加害生徒・保護者への対応

①生徒への対応

表面的には問題が解決したように見えても、本当の解決になっていない場合がある。いじめは人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されないという毅然とした態度と共に、内面を理解し、自己変革を促すような指導・援助が大切である。

◇事実の確認（スピーディーな対応）

- ・先入観を持たずに、冷静な口調でいじめ行為の事実を正確に聞き出すようにする。
- ・周辺にいた生徒からも客観的な立場からの事情を聞く。（傍観者も加害者の一員であることを理解させる）

◇責任の重大さに気づかせる

- ・いじめた相手の苦悩を理解させ、心に響かせる。（自分だったらどうなるのか）

- ・自分の行為を正当化して、理由付けしてはいけないことを指導する。
- ・相手の受けた精神的なダメージについて気づかせる。（身体の傷は治っても心の傷は治らない）
- ・取り返しのつかない重大な事件であることを認識させる。
- ・自ら反省し、謝罪したいという気持ちになるまで繰り返し粘り強く指導する。

◇いじめの背景や要因の理解に努める

- ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を探る（他の生徒に命令されてやらされていることもあることに注意する。→黒幕の存在）
- ・集団でのいじめの場合、中心者が表面に出ていないことがある。いじめグループの力関係や一人一人の言動を正しく分析する。
- ・事件の背後に潜む、学級集団のあり方や、日常の雰囲気等についても考えさせる。

◇仲直り（謝罪）をさせる

- ・形式的な謝罪ではなく、心からの仲直り（謝罪）ができるように指導を深化させる。
- ・これからの生活が本当に反省しているのかどうかを表すということを理解させる。

◇継続的な観察と指導

- ・いじめが解決したと見られる場合でも教師の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくない。解決したと判断せず、継続して十分な注意を払い折に触れ必要な指導を行う。

◇警察との連携の徹底

- ・重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。
- ・学校と警察連絡員の指定の徹底（緊急時を含め、日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築）

②保護者への対応

◇事実を正確に伝え、子どもとの話し合いを持つてもらう

- ・いじめの事実について家庭でじっくり話し合う機会を作ってもらい「いじめをした」という自覚があるか確認してもらう。
- ・いじめ解消に家庭でできることを話し、学校と家庭とが協力していじめの解消に努めることを確認する。

◇風評被害を生じさせない指導

- ・PTAと連携し、情報を開示できる部分は開示し、地域でできる部分の協力をお願いする。
- ・事後の学校生活にしこりを残さないようにお互いの信頼関係を築くことが大切である。

(3) 周辺生徒・学級、学年への指導

◇傍観者も加害者の一部であることを理解させる

- ・個別指導や学級指導で、傍観者がいかに卑怯な立場にある人間かを強調する。
- ・被害者の立場に立って「見ている人がいるのに」という場面でいじめが行われていることの悲しさについて理解させる。
- ・学級の日常の雰囲気や一部のわがままな言動が、いじめを生み出す原因になり、自分もその一人ではなかったのかを確認させる。

◇傍観者の中から「仲裁者」が現れることを呼びかける

- ・勇気を持って一歩踏み出すことの大切さを説く。
- ・いじめを許すことが結局は自分に不利益をもたらすことを理解させる。
- ・事件の中からその後の学級・学年作りに生かせることはないか考えさせる。

7 事後指導

(1) 継続指導と変容への評価

表面上は解決したように見えて、引き続き裏でいじめが継続されていたというケースも存在する。教師はそれまで以上に被害生徒周辺の友人関係に気を配り、気になる様な言動がないかを絶えずチェックする。また、いじめを生み出した学級・学年についても「温かな雰囲気が作られているか」「集団として個を支える機能は充実しているか」を常に気に留める必要がある。学級・学年がこの事件をきっかけに良い方向に進んでいるのであれば、大いにその事実をほめ、更に集団としての高まりを築いていくように話をする。

(2) いじめを許さない基盤の再構築

残念ながら起きてしまったいじめの原因を分析し、個人・学級・学年・学校に何が足りなかったのかを生徒指導主任は的確に把握しなければならない。そして再びこの悲劇が起こらないように積極的生徒指導を推進すると共に、他の全職員といじめの起こらない土壌作りに日々心を砕いていくことが我々教職員の使命である。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。また、生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して重大事態と判断する。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童等の救済を最優先に考え、いじめを行う生徒の行為を止め、関係機関と連携して指導する。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生したときには直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、直ちに市長に報告する。

(4) 調査を行うための組織について

校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて教育委員会並びに関係機関の代表者等と連携して調査に当たる。

9 学校以外のいじめ相談・通報窓口

相談場所	連絡先
流山市子ども専用いじめホットライン	04-7150-8055 hotline@city.nagareyama.chiba.jp
流山市青少年センター	04-7158-7830 04-7158-7833
流山市教育委員会教育研究企画室	04-7159-8390
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン	0120-783-497

10 年間計画

■：教職員間の活動 ○：生徒・教職員・保護者の活動

月 日	実施計画	学校行事
毎月の動き	・日々の生活アンケートの実施 ・エンカウンター、SSTの実施	
4月	■校内いじめ対策会議 ・職員全体でのいじめ対策についての共通理解 ○人間関係づくりを目的としたグループワーク ○学級のルール作り ○学校のいじめ対策の保護者への説明・啓発	始業式 入学式 避難訓練①
5月	■校内研修（生徒指導の観点を取り入れた授業研究） ○家庭訪問 ○教育相談 ○学校関係者評価委員会で、学校いじめ防止基本方針の説明	林間学園
6月	○学校生活アンケート ○STAND BYいじめ防止授業 ○Q-Uの実施・分析	体育祭
7月	○Q-Uの実施・分析 ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討 ○SNS講座（情報モラル教育） ○保護者会、終業式においていじめ防止の啓発	修学旅行 終業式
8月	■校内いじめ対策会議 ・1学期のいじめ対策の状況確認、2学期の体制準備 ■校内研修「事例から学ぶ」 ○部活動における人間関係の把握	
9月	○始業式においていじめ防止の啓発 ○夏休み明けの生徒の変化の把握、共有 ○生徒会活動「いじめ防止への取り組み」企画運営	始業式 避難訓練②
10月	○学校生活アンケート ○スクールロイヤーいじめ防止授業	
11月	○教育相談 ○Q-Uの実施・分析	潮祭 合唱コンクール
12月	■校内いじめ対策会議 ・2学期のいじめ対策の状況確認、3学期の体制準備 ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討 ○人権週間「いのちについての講話」 ○保護者会、終業式においていじめ防止の啓発	終業式
1月	○始業式においていじめ防止の啓発 ○冬休み明けの生徒の変化の把握、共有	始業式
2月	■校内いじめ対策会議 ・次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し	
3月	■校内いじめ対策会議 ・年間のいじめ対策の状況の振り返り、次年度年間計画の確認 ■学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ○保護者会、修了式においていじめ防止の啓発	3年生を送る会 卒業式 修了式